

平成22年度「主要な政策」に係る評価書要旨

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|--------------------------|---|--|---------------------|-------------|
| 政策名 | 政策5 地域力創造 | 担当部局、課室名 | 地域力創造グループ 地域政策課ほか6 課室 | | | | |
| 基本目標 | 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。 | | | | | | |
| 政策の概要 | 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため定住自立圏構想の推進、地方公共団体の地域づくりの支援等の地域力創造施策を推進する。 [平成21年度補正後：14,742百万円] | | | | | | |
| | 主な施策 | 概要 (主な事業の例) | 予算額 (百万円) | 担当課 室 | 関連する 政府方針等 | | |
| | 定住自立圏構想の推進 | 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。 | 10,067 | 地域自立応援課 | 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定） 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定） | | |
| 過疎地域自立計画の実施 | 過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、情報提供や助言の他、集落整備及び地域間交流施設整備に対する補助並びに調査事業を行う。 | 556 | 過疎対策室 | 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定） 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定） | | | |
| 指標等の状況 | 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | | |
| | 定住自立圏の取組状況 | 定住自立圏構想に取り組んでいる団体数が増加しているか。 | — | — | ・ 中心市宣言団体数：52 団体 ・ 協定締結等団体数：117 団体 ・ 共生ビジョン策定団体数：18 団体 （平成22年3月31日現在） | | |
| | 指標等 | 目標値 | 目標年度 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
| | 過疎地域自立促進計画進捗率 | 市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。 | 21年度 | 過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画(平成17年～21年度)に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。 | 都道府県 60% 市町村 54% | 都道府県 77% 市町村 69% | 調査中 |
| 政策の実施状況とその分析及び総合的な評価 | 【政策の実施状況】 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するという基本目標の達成に向けて、緑の分権改革推進の推進、定住自立圏構想の推進、地域人材力活性化事業における人的支援、過疎地域の自立促進等に取り組んでいる。 ① 緑の分権改革の推進については、クリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及びクリーンエネルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を地方公共団体に委託する「緑の分権改革推進事業」に取り組んでいるところ。 ② 定住自立圏構想の推進に関しては、定住自立圏構想推進シンポジウム（2回）及びセミナー（5回）を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行った。 | | | | | | |

| | |
|------------------------|---|
| | <p>③ 過疎地域の定住促進や地域間交流を促進するため、過疎地域集落整備事業（10件）及び地域間交流施設整備事業（7件）に対しての補助を行い、過疎地域自立促進計画の着実な進捗を図ったほか、平成21年度末をもって過疎法が失効するにあたり、時代に対応した新たな過疎対策のあり方やソフト事業を始めとする新たな過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮すべき点等について検討を行った。</p> <p>【政策の実施状況の分析】</p> <p>既存の事業について、継続的に地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組むとともに、緑の分権改革の推進や定住自立圏構想の推進等、新たな施策で更なる地域の活性化に取り組み、一定の成果をあげたところである。</p> <p>① 「緑の分権改革推進事業」については地方公共団体との間で49件の委託契約を締結し、161団体において取組が進んでいるところであり、緑の分権改革に係る取組の普及、推進に向け効果があったと考えられる。</p> <p>② 定住自立圏構想に取り組む団体は、平成22年3月31日現在で中心市宣言団体数52団体、協定締結等団体数117団体、共生ビジョン策定団体数18団体となり、定住自立圏の形成が全国的に進展しているところである。</p> <p>③ 過疎対策事業に関しては、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率が平成20年度時点で都道府県77%、市町村69%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる。</p> <p>【総括的な評価】</p> <p>これまでの取組により一定の成果をあげているが、厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。</p> |
| <p>行政事業レビューとの関連</p> | <p>「緑の分権改革」の推進に要する経費、定住自立圏構想推進費について、「現行または見直し案どおり」とされたことを受け、更なる取組を進めていく。</p> <p>地域振興に必要な経費（緑の分権改革推進経費、過疎地域振興対策経費、定住自立圏構想推進費除く。）、過疎地域振興対策に要する経費については、「更なる見直し、改善が必要」とされことから、事業の見直しや効率化を検討する。</p> |
| <p>今後の課題と取組の反映の方向性</p> | <p>総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。</p> <p>しかしながら、平成22年1月の施政方針演説において、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組むという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。</p> <p>具体的には、緑の分権改革に取り組む地方公共団体数を平成22年には、400団体、平成26年には800団体、平成32年には1400団体を目標とする。</p> |
| <p>その他関連データ</p> | <p>「定住自立圏構想」 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</p> |

平成22年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 地域力創造グループ地域政策課、

国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、

地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課

評価年月 平成22年8月

1 主要な政策の概要

（政策名） 政策5 地域力創造

（政策の基本目標） 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援する。

（政策の概要）

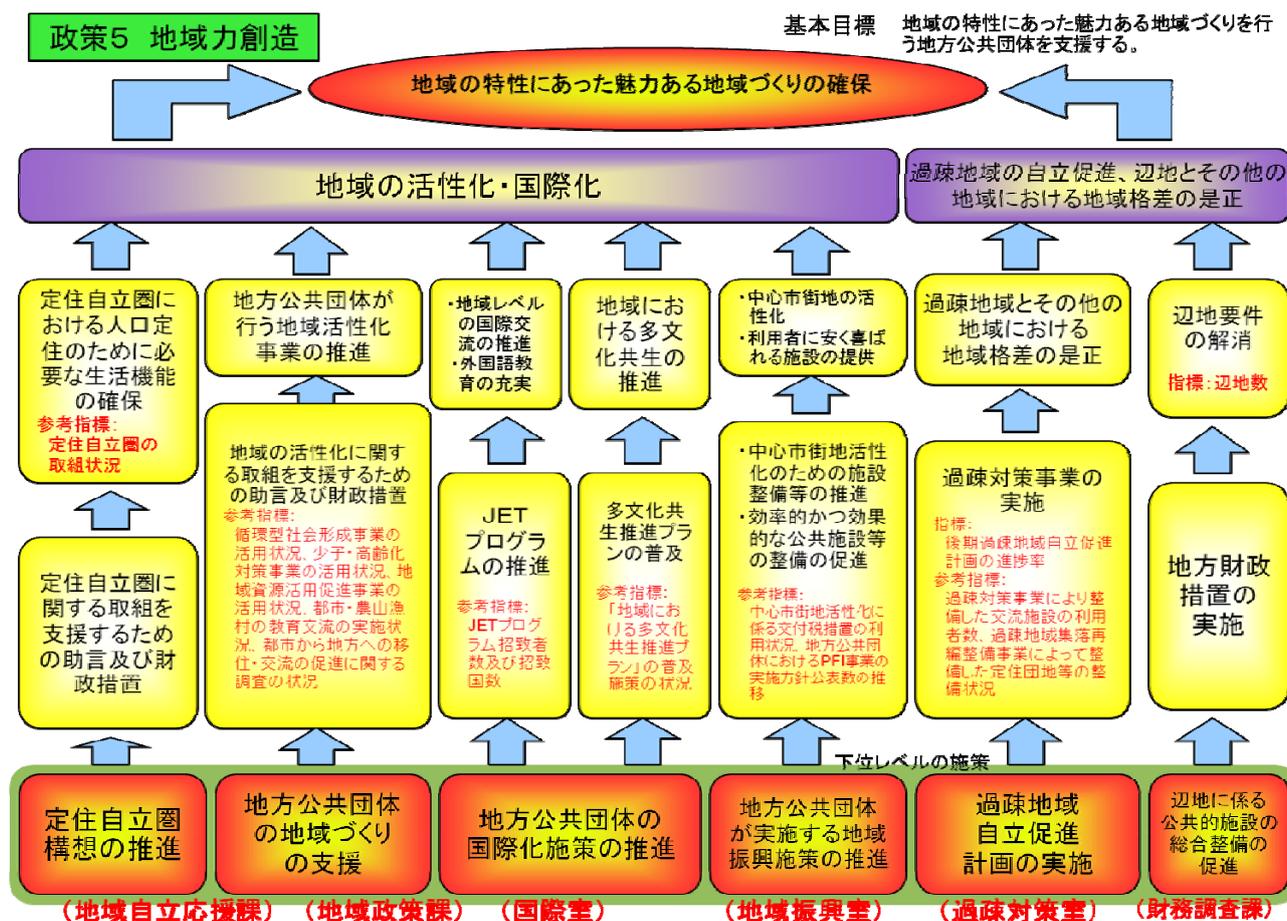
| 主な施策 | 概要 | 予算額 | 担当課 | 関連する政府方針等 |
|-----------------|---|---|-------------------|---|
| 定住自立圏構想の推進 | 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進している。 | 10,067 百万円 | 地域自立応援課 | 新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定） 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定） |
| 地方公共団体の地域づくりの支援 | 地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、循環型社会形成事業、少子・高齢化対策事業及び地域資源活用促進事業について財政措置を講じている。 | 55 百万円 （移住・交流に関する調査：39 百万円、子ども農山漁村交流プロジェクト：16 百万円） | 地域政策課・人材力活性化連携交流室 | |
| 地方公共団体の国際化施策の推進 | 外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流を推進することを目的に、総務省等関係機関が協力して、地方公共団体において、語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JET プログラム」）を実施している。 また、近年の外国人住民の増加に伴い、外国人住民施策は、一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題となりつつあることから、各地方公共団体が外国人住民施策を進める上での指針・計画の策定に資するよう、「地域における多文化共生推進プラン」を総務省が策定・通知し、地域国際化連絡会議を開催することなどにより普及を図っている。 | 6 百万円 | 国際室 | |

| | | | | |
|--|--|----------------|--------------|---|
| <p>地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）</p> | <p>中心市街地の再活性化の促進を通じて、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、総務省では、財政措置を講じている。民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づいて、総務省では、地方公共団体がPFI事業を円滑に実施できるようにするため、地域振興室を窓口として、情報提供や助言、財政措置などの支援を行っている。</p> | <p>0.6 百万円</p> | <p>地域振興室</p> | |
| <p>過疎地域自立計画の実施</p> | <p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域（過疎地域）とその他の地域との格差の是正等を図るため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号、以下「過疎法」という。）が制定されている。 この過疎法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施できるようにするため、総務省では、情報提供や助言の他、集落整備及び地域間交流施設整備に対する補助並びに調査事業を行っている。</p> | <p>556 百万円</p> | <p>過疎対策室</p> | <p>新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～（平成21年12月30日閣議決定）</p> |
| <p>辺地に係る公共的施設の総合整備の促進</p> | <p>辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号、以下「辺地法」という。）が制定されている。 この辺地法に基づき、国、都道府県、市町村の各種施策等を通じて、地方公共団体が辺地住民の生活文化水準の向上のための辺地対策事業を総合的、計画的に実施できるようにするため、総務省では、辺地対策事業債により財政措置を行っている。</p> | <p>—</p> | <p>財務調査課</p> | |

（平成21年度予算額）

14,742百万円（補正後）

(基本目標の達成過程 (いわゆる「ロジック・モデル」))



2 政策実施の環境

(1) 政策をとりまく最近の情勢

政策をとりまく最近の情勢としては、平成21年12月30日に「新成長戦略（基本方針）～輝きのある日本へ～」が閣議決定され、その中で地域活性化戦略として、地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生が詠われるなど、政府全体で地域の再生に向け施策を推進している。

平成22年1月29日に行われた第174回国会における内閣総理大臣の施政方針演説においても、「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。」と地域活性化の方針が示されたところである。

また、平成22年6月18日に「新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～」が閣議決定されたところであるが、平成21年12月に閣議決定された「新成長戦略（基本方針）」に引き続き、地域活性化戦略として、地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生が詠われるなど、政府全体で地域の再生に向けた施策を推進しており、総務省としても一層の地域力創造のための施策の推進を図っているところである。

(2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|------------------------|-------------------|--|
| 新成長戦略～元気な日本復活のシナリオ～ | 平成 22 年 6 月 18 日 | それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。 |
| 第 174 回国会総理施政方針演説 | 平成 22 年 1 月 29 日 | 「緑の分権改革」を推進するとともに、情報通信技術の徹底的な利活用による「コンクリートの道」から「光の道」への発想転換を図り、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組みます。 |
| 新成長戦略（基本方針）～輝きのあがる日本へ～ | 平成 21 年 12 月 30 日 | それぞれの地域資源を最大限活用する仕組みを地方公共団体と住民、NPO 等の協働・連携により創り上げ、分散自立型・地産地消型としていくことにより、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会の構築を図る「緑の分権改革」を推進し、地域からの成長の道筋を示すモデルを構築する。 都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成する定住自立圏構想を推進する。また、離島・過疎地域等の条件不利地域の自立・活性化の支援を着実に進める。 |

3 政策の実施状況

＜平成 21 年度目標設定表における指標等の状況＞

(1) 過疎地域自立促進計画の進捗率

| 指標等 | 目標値 | 目標年度 | 分析の視点 | 19 年度 | 20 年度 | 21 年度 |
|---------------|---|-------|---|-------------------------------|-------------------------------|-------|
| 過疎地域自立促進計画進捗率 | 市町村及び都道府県が策定した過疎地域自立促進計画に基づいて過疎対策事業を実施することにより、過疎地域の自立促進を達成する。 | 21 年度 | 過疎地域の自立を促進するための後期過疎地域自立促進計画（平成17年～21年度）に基づく事業の実施が着実に進んでいるか。 | 都道府県 60% 市町村 54% | 都道府県 77% 市町村 69% | 調査中 |

(単位:百万円、%)

| | | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 後期計画合計 |
|------|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------|
| 都道府県 | 計画額 | 3,227,166 (1,017,781) | 4,144,928 (917,762) | 5,085,870 (940,942) | 5,085,870 |
| | 実績額 | 3,072,719 (922,506) | 3,929,962 (857,243) | 調査中 | — |
| | 進捗率 | 60% | 77% | 調査中 | — |
| 市町村 | 計画額 | 4,023,486 (1,157,378) | 5,136,854 (1,113,368) | 6,268,395 (1,131,541) | 6,268,395 |
| | 実績額 | 3,409,925 (1,021,777) | 4,351,051 (941,126) | 調査中 | — |
| | 進捗率 | 54% | 69% | 調査中 | — |

※計画額、実績額欄の上段は累計、下記()書きは単年度の額である。

(出典) 総務省「平成20年度過疎地域自立促進のために講じた施策の概要及び過疎地域自立促進計画の事業実績等調査」

(2) 辺地数

| 指標等 | 目標値 | 目標年度 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----|--------|------|---|-------|-------|-------|
| 辺地数 | 辺地数の減少 | 21年度 | 地方財政措置等による辺地の公共的施設の総合整備の促進により、前年度より辺地数が減少しているか。 | 6,722 | 6,719 | 6,596 |

<参考となる指標その他の参考となる情報>

(1) 地方公共団体の地域づくりの支援

| 指標等 | 分析の視点 | 新規 継続 | 団体 区分 | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | |
|------------------------|--|----------|--------------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 |
| 循環型社会 形成事業の 活用状況 | 地方公共団体による 循環型社会形成事業 の活用状況を事業数 及び団体数により把 握する。 | 新規 | 都道府県 指定都市 | 11 | 7 | 12 | 12 | 32 | 16 |
| | | | 市町村 | 96 | 85 | 80 | 75 | 104 | 91 |
| | | 継続 | 都道府県 指定都市 | 13 | 11 | 8 | 5 | 5 | 5 |
| | | | 市町村 | 50 | 43 | 46 | 40 | 41 | 36 |

| 指標等 | 分析の視点 | 新規 継続 | 団体 区分 | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | |
|-----------------|---|----------|--------------|------|-----|------|-----|------|-----|
| | | | | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 | 事業数 | 団体数 |
| 少子・高齢化対策事業の活用状況 | 地方公共団体による少子・高齢化対策事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。 | 新規 | 都道府県 指定都市 | 34 | 18 | 33 | 21 | 31 | 19 |
| | | | 市町村 | 56 | 19 | 63 | 50 | 57 | 49 |
| | | 継続 | 都道府県 指定都市 | 30 | 21 | 30 | 20 | 27 | 20 |
| | | | 市町村 | 28 | 16 | 23 | 20 | 25 | 22 |
| 地域資源活用促進事業の活用状況 | 地方公共団体による地域資源活用促進事業の活用状況を事業数及び団体数により把握する。 | 新規 | 都道府県 指定都市 | 17 | 10 | 21 | 19 | 22 | 15 |
| | | | 市町村 | 69 | 63 | 79 | 69 | 67 | 61 |
| | | 継続 | 都道府県 指定都市 | 12 | 11 | 10 | 9 | 13 | 12 |
| | | | 市町村 | 24 | 20 | 30 | 29 | 26 | 25 |

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|--|------|---------|---------|
| 都市・農山漁村の教育交流の実施状況 | 子どもたちの生きる力を育むとともに、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす施策である「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することができたか。 | — | 74,438人 | 79,615人 |

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------------|--|---|------|------|
| 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査の状況 | 都市から地方への移住・交流を促進するための課題とその対策を明らかにできたか。 | 調査により、地方への移住・交流に対して多くの人が抱いている固定観念が実際とは異なることが判明し、移住・交流を希望する人々や受入れる地域の人々の意識を変えていくことが必要であること、また、移住・交流を実践した後のフォロー（地域への溶け込みと移住・交流の継続支援）が必要であることが明らかになった。 | | |

(出典) 総務省「平成21年度 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査報告書」

(2) 定住自立圏構想の推進

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|-------------------------------|------|------|---|
| 定住自立圏の取組状況 | 定住自立圏構想に取り組んでいる団体が着実に増加しているか。 | — | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市宣言団体数：52 団体 ・ 協定締結等団体数：117 団体 ・ 共生ビジョン策定団体数：18 団体 (平成 22 年 3 月 31 日現在) |

(出典) 総務省定住自立圏構想 HP

(3) 地方公共団体の国際化施策の推進

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------|---|------------------|------------------|------------------|
| JET プログラムの招致人数、招致国数 | 地域レベルでの国際交流の推進に資する JET プログラムの招致人数、招致国数が安定的に推移しているか。 | 5,119 人 41 カ国 | 4,682 人 38 カ国 | 4,436 人 36 カ国 |

(出典) 平成 21 年 7 月 24 日総務省報道資料「平成 21 年度 J E T プログラム」

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------------|-----------------------------------|--|------|------|
| 「地域における多文化共生推進プラン」の普及の状況 | 「地域における多文化共生推進プラン」の普及が適切に行われているか。 | 平成 19 年度において、都道府県及び政令指定都市を対象に 7 ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請した。 | | |

(4) 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------------------|--|------|------|------|
| 中心市街地活性化に係る交付税措置の利用状況 | 中心市街地活性化のためのソフト事業に係る交付税措置が積極的に活用されているか。 ※中心市街地活性化施策の有効性を把握する指標としては、例年の実績が数件程度の一般事業債（ハード事業対象）では各年度の件数の有意な変化の把握が困難であり、例年800件程度の申請がある交付税措置（ソフト事業対象）を用いる方が適切であることから、平成21年度目標設定表を修正した。 | 844件 | 839件 | 863件 |
| 地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移 | 実施方針の公表数の推移を見ることにより、周知活動がどの程度浸透しているか。 ※実施方針は、地方公共団体がPFI法の手続きに入った事業を公表するものである。また、年度内に実施される公共事業数にも影響されることから、前年比の増減で判断されるものではない。 | 31件 | 29件 | 集計中 |

(5) 過疎地域の自立促進

| 指標等 | 分析の視点 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------------------------|-------------------------|------|------|------|
| 過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数 (1施設あたりの平均) | 交流施設が積極的に活用されているか。 | 39千人 | 32千人 | 52千人 |
| 過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等の整備状況 | 定住促進のための定住団地等が整備されているか。 | 7件 | 9件 | 2件 |

<平成21年度における政策の実施状況>

平成21年度においては、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するという基本目標の達成に向けて、緑の分権改革推進の推進、定住自立圏構想の推進、地域人材力活性化事業における人的支援等に取り組んでいる。

ア 緑の分権改革の推進

「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指し、緑の分権改革を推進していくため、クリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及びクリーンエネ

ルギー活用の具体的な事業展開のための実証調査を地方公共団体に委託する「緑の分権改革推進事業」に取り組んだ。

イ 定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想推進シンポジウム（２回）及びセミナー（５回）を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行った。

ウ 地方公共団体の地域づくりの支援

「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」を実施した。また、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす施策として「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進した。なお、地域力創造有識者会議の中間とりまとめにおいて、地域力創造の基本となる人材力の強化が必要との指摘を受け、都市と地方との交流についても人材力の強化の要素と位置づけて取り組むこととした。

また、地域力の創造に取り組む上で参考となる人材及び事例に関する情報を結びつけて集積し、ワンストップでその情報を提供する「地域力創造データバンク」の整備や新たに地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで地域力を高めようとする市町村に対して、それぞれのニーズに適した民間専門家等を「地域力創造アドバイザー」として派遣し、その取組みを支援したところである。

なお、地域力創造に関する有識者会議の中間とりまとめにおいて、地域力創造の基本となる人材力の強化が必要との指摘を受け、「個々の人材力の育成・強化」、「人材力の相互交流とネットワークの強化」、「人材力を補完するためのアドバイザー招へいなどの取組への支援」、「全国各地の人材力と成功事例等の情報の提供」という４つの柱に基づき、人材力の強化に向けた取組みを推進したところである。

エ 地方公共団体の国際化施策の推進

J E Tプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）においては、新たに１，５８６人を招致し、再契約者を含めて３６か国から来日した４，４３６人の外国青年が、各地域で学校での語学指導や国際交流活動等に従事した。（平成２１年７月２４日総務省報道資料「平成２１年度J E Tプログラム」）また、地方公共団体からの要望等を踏まえ、中途退職者補充の受付期間を延長できるよう制度改正した。

多文化共生施策に関しては、地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた地方公共団体の取組を支援するため、有識者による意見交換会を開催し、多文化共生施策に取り組む地域の先進的な事例の整理・分析等を行った。

オ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、P F I事業の支援）

中心市街地活性化に係るイベント等のソフト事業約８６０件について交付税の算定対象とし

た。また、PFI事業を実施する地方公共団体に対する支援策として、関係団体と連携し地方公共団体職員向けの講習を実施するとともに、PFI事業に関する情報提供や地方財政措置を講じた。

カ 過疎対策事業の実施

過疎地域の定住促進や地域間交流を促進するため、過疎地域集落整備事業（10件）及び地域間交流施設整備事業（7件）に対しての補助を行い、過疎地域自立促進計画の着実な進捗を図った。

また、平成21年度末をもって、過疎法が失効するにあたり、総務省においては、過疎問題懇談会や「新たな過疎対策（ソフト対策）の推進に向けての研究会」で時代に対応した新たな過疎対策のあり方やソフト事業を始めとする新たな過疎対策を実施する際に重視すべき視点や配慮すべき点等について検討を行った。

キ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地の公共施設の着実な整備を行うため、平成21年度の地方債計画策定時に辺地対策事業債について所要の計画額を盛り込んだ。

4 政策の実施状況の分析及び総括的な評価

（1）政策の実施状況の分析

ア 緑の分権改革の推進

「緑の分権改革推進事業」については地方公共団体との間で49件の委託契約を締結し、161団体において取組が進んでいるところであり、緑の分権改革に係る取組の普及、推進に向け効果があったと考えられる。緑の分権改革は平成21年度より始まったものであり、取組団体数の増加の余地は大きいと考えられることから、今後より一層地方公共団体の取組を推進していく必要がある。

また、緑の分権改革については、クリーンエネルギーのみならず様々な地域資源の活用に取り組むものであり、それらを対象にした取組も推進していく必要がある。

イ 定住自立圏構想の推進

三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを創出することが求められている。そのような状況下、都市は都市らしく、農山漁村は農山漁村らしい地域振興を進めるため、圏域ごとに生活機能等を確保し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的とした定住自立圏構想は益々その重要性を増しているところである。

そのため、総務省において平成21年度に定住自立圏構想推進シンポジウム（2回）及びセミナー（5回）を開催するとともに、同構想に取り組む団体に対する支援策として、交付税等

の地方財政措置や関係府省による国庫補助事業の優先採択を行うこととしている。これらにより、同構想に取り組む団体は、平成22年3月31日現在で中心市宣言団体数52団体、協定締結等団体数117団体、共生ビジョン策定団体数18団体となり、定住自立圏の形成が全国的に進展しているところである。

ウ 地方公共団体の地域づくりの支援

総務省では、地域人材力活性化事業における人的支援を通じて、地方公共団体の地域づくりの支援を行っている。平成19年度から「都市から地方への移住・交流の促進に関する調査」を実施し、今後の課題と対策を明らかにした。具体的には、地方への移住・交流に躊躇する理由には、医療や教育など地方のインフラサービス水準が著しく低いのではないかといたした実際とは異なる固定観念があることが明らかになり、移住・交流を希望する人々や受け入れる地域の人々の意識を変えていくことが必要であること、また移住・交流を実践した後のフォロー（地域への溶け込みと移住・交流の継続支援）が必要であることが明らかになった。

子どもたちの生きる力を育むとともに、都市と農山漁村の交流を創出し、農山漁村に活力をもたらす施策として、文部科学省及び農林水産省と連携して推進している「子ども農山漁村交流プロジェクト」については、平成21年度の参加児童数は79,615人（総務省の制度を活用した人数）であり、前年度（74,438人）と比べて5,177人増加している。本プロジェクトにより、子どもたちにおいては、地域の良さ、地域での生活の価値を知り、この中から将来、地域で活躍する人材につながる期待が持たれること、及び子どもが少なくなった地域においては、子どもたちを受け入れたことによる地域の活性化の機会が創出されたなどの効果が見られるところである。今後は、地方公共団体や学校関係者、保護者などにこれらの効果や本プロジェクトの意義を理解していただく取組みが必要である。

エ 地方公共団体の国際化施策の推進

地域の国際化を目的とし、地域レベルの国際交流や外国語教育の充実を図るため、関係機関と連携して、地方公共団体におけるJETプログラムの実施を推進している。また、地域における多文化共生の推進を図るため、その指針となる「地域における多文化共生推進プラン」を示している。

特に、JETプログラムについては、平成23年度以降、小学校教育における英語教育の必修化及びネイティブ・スピーカーの活用により、事業の拡大が期待され、今後もその積極的な活用が求められている。また、グローバル化や人口減少等を背景に、外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されている中で、外国人住民も日本人住民と同じ地域社会の構成員として社会参画を促す多文化共生施策は重要性を増しており、そのためには「地域における多文化共生推進プラン」を更に普及していく必要がある。

JETプログラムの招致人数及び招致国数をみると、近年は減少傾向にあるが、これは、厳しさが続く地方財政の状況、国内における児童・生徒の減少といった事情が背景にあり、招致人数や招致国数が減少しているからといって地域レベルの国際交流や外国語教育の充実が推進されていないとは一概に言えないところがある。その一方で、JETプログラム参加者の活用事

例をみると、地域住民への語学講座、国際理解・国際交流イベントから消防職員対象の語学講座まで多岐にわたっており、この事業の実施は地域レベルの国際交流の推進や外国語教育の充実を図ったといえることから有効性があると認められる。

次に、「地域における多文化共生推進プラン」の普及については、平成21年度に都道府県及び政令指定都市を対象として7ブロックで地域国際化連絡会議を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」を参考としつつ、地域の実情と特性を踏まえた指針・計画の策定を要請したところである。

平成18年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を通知して以来、指針・計画の策定団体数は年々増加しており、地域における多文化共生の推進にあたり、「地域における多文化共生プラン」の普及はその有効性が認められる。

オ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、PFI事業の支援）

地域の文化、伝統と各種機能を培ってきた「地域の顔」としての中心市街地を活性化することは、地域の活性化につながるため、中心市街地活性化基本計画を策定して中心市街地の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対し、総務省では財政措置を行っている。

中心市街地活性化の状況について、中心市街地活性化に係る交付税措置の利用状況を見てみると、毎年、800件程度の申請があり、地方公共団体においてイベント等のソフト事業が着実に実施されていると考えられることから有効性があつたと認められる。

PFIについては、PFI法の施行より10年が経過し、地方公共団体にもPFI手法が浸透しつつあるが、その中で顕在化してきた制度上、実務上の様々な課題に対応していく必要がある。また、地域社会に不可欠な社会資本の整備や住民に対する低廉で質の高いサービスの提供に資する事業の展開も今後期待されることから、地域振興の観点からも引き続き施策を継続する必要がある。

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等の促進の状況について、地方公共団体におけるPFI事業の実施方針公表数の推移を見てみると、平成20年度に新たに公表された事業実施方針は29件、累積件数は279件と着実な伸びを示しており、施策の有効性が認められる。

カ 過疎対策事業の実施

過疎地域においては、厳しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの様々な問題に直面している。その中で、総務省においては、過疎問題懇談会等で時代に対応した新たな過疎対策のあり方を検討していたが、過疎法の改正により、法に基づく特別措置を拡充した上で、適用期限を平成27年度末に延長されることとなった。

過疎対策事業の実施状況について、後期過疎地域自立促進計画に基づく事業の進捗率を見てみると、平成20年度時点で都道府県77%、市町村69%となっており、厳しい財政状況下において着実に進捗していることから一定の有効性が認められる（総務省「平成20年度過疎地域自立促進のために講じた施策の概要及び過疎地域自立促進計画の事業実績等調査」）。

また、過疎対策事業により整備した交流施設の利用者数をみると、52千人（平成21年度）

と前年度より20千人も上昇し、さらに、過疎地域集落再編整備事業によって整備した定住団地等は、平成21年度は2件、平成20年度は9件の整備が行われている。このように、これまでの過疎対策事業が着実に実施され、過疎地域とその他の地域における地域格差の是正に一定の成果をあげてきており、施策の有効性が認められる。

キ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進

辺地法に基づき、総務省では、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するため、地方公共団体に対して財政措置による支援を行っているところである。辺地の要件に該当する地域は、平成21年度時点で6,596箇所もあり、引き続き辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、財政措置を実施していく必要がある。

平成21年度の辺地数を見てみると、6,596箇所あり、前年度比1.8%減となっていることから、財政措置により地方公共団体の辺地に対する公共的施設の総合整備が促進され、辺地要件の解消がなされており、施策の有効性が認められる。

(2) 総括的な評価

平成21年度は既存の事業について、継続的に地域の活性化・国際化、過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正に取り組むとともに、緑の分権改革の推進や定住自立圏構想の推進等、新たな施策で更なる地域の活性化に取り組み、一定の成果をあげたところである。

厳しい地方財政の状況下、地域の特性にあった魅力ある地域づくりを行う地方公共団体を支援するため、地方公共団体のニーズ等を的確に把握した上で、更なる取組を推進する必要がある。

5 今後の課題と取組の方向性

(1) 個別施策・事業の課題と取組の方向性

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|------------|--|
| <p>ア 緑の分権改革の推進</p> <p>【課題】</p> <p>緑の分権改革に取り組む団体数を増加していく必要がある。</p> | 見直し・改善の方向性 | 緑の分権改革について地方公共団体における取組の端緒は開いたことから、今後はその普及及び制度的対応に係る取組を推進する。 |
| | (予算要求) | ○ 緑の分権改革に取り組む団体数を増加させていくため、その普及に必要な予算要求を行う方向で検討する。 |
| | (制度) | ◎ 緑の分権改革の推進のための課題の抽出し、必要に応じて抽出された課題に対する制度的対応などに取り組む。 |
| | (実施体制) | ○ 緑の分権改革については、今後より一層の推進が求められることから、地方公共団体への普及及び支援に係る体制の充実を検討する。 |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|------------|--|
| <p>イ 定住自立圏構想の推進</p> <p>【課題】</p> <p>定住自立圏構想の推進のため、引き続き必要な予算及び地方財政措置等を確保する必要がある。</p> | 見直し・改善の方向性 | <p>今後も定住自立圏構想に取り組む団体数を平成 25 年度までに 480 団体に増加させることを目標とし、着実に取り組んでいく。</p> |
| | (予算要求) | ○ 定住自立圏構想の推進のために必要な予算として現状維持を図る。 |
| | (制度) | ○ 現行制度の適切な運用を進める。 |
| | (実施体制) | ○ 定住自立圏構想の推進のために必要な体制として現状維持を図る。 |
| <p>ウ 地方公共団体の地域づくりの支援</p> <p>【課題】</p> <p>地方公共団体における人材力の強化に資する施策を推進するため、必要な予算の確保及び施策の周知を図る必要がある。</p> | 見直し・改善の方向性 | <p>平成 22 年度に策定する「人材力活性化プログラム」の充実を図り、人材力の活性化、ネットワーク・交流の強化等を推進する。</p> <p>なお、都市から地方への移住・交流に関する調査は平成 21 年度で終了。</p> |
| | (予算要求) | ◎ 人材力の強化に資する施策等の推進に必要な予算の拡充を検討する。 |
| | (制度) | ◎ 人材力の強化に資する新たな制度について検討する。 |
| | (実施体制) | ○ 継続 |
| <p>エ 地方公共団体の国際化施策の推進</p> <p>【課題】</p> <p>地方財政の厳しい状況、国内における児童・生徒の減少といった事情を背景に JET プログラムの招致人数は減少傾向にある。</p> | 見直し・改善の方向性 | <p>平成 23 年度より小学校における英語教育が必修化されることから、今後、関係機関と連携し、地方公共団体の意見も踏まえ、更なる有効な活用方策について検討していく。</p> |
| | (予算要求) | ○ 継続 |
| | (制度) | ○ 継続 |
| | (実施体制) | ○ 地方公共団体向けの普及啓発の継続 |
| <p>【課題】</p> <p>外国人住民は今後ますます増加していくことが予想されている。</p> | 見直し・改善の方向性 | 「地域における多文化共生推進プラン」の更なる普及 |
| | (予算要求) | ○ 継続 |
| | (制度) | ○ 継続 |
| | (実施体制) | ○ 地方公共団体向けの普及啓発の継続 |
| <p>オ 地方公共団体が実施する地域振興施策の推進（中心市街地活性化、P F I 事業の支援）</p> | 見直し・改善の方向性 | <p>中心市街地活性化について、交付税措置の必要性及び有効性を踏まえ、今後、新たに中心市街地活性化基本計画の策定にあたる地方公共団体に対し、当該財政措置の周知を図っていく。</p> |

| 今後の課題 | 取組の方向性 | |
|---|------------|---|
| 【課題】 地方公共団体が実施する地域振興施策に対する財政措置等について、相談業務等を通じ引き続き周知を図る必要がある。 | (予算要求) | — 該当なし |
| | (制度) | ○ 中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続 |
| | (実施体制) | ○ 中心市街地活性化、PFI 事業の支援の継続 |
| カ 過疎対策事業の実施 【課題】 過疎地域の自立促進を推進するため必要な予算を確保する必要がある。 | 見直し・改善の方向性 | 拡充延長された過疎法を踏まえ、過疎地域の自立・活性化を図る取組みを引き続き進める。 |
| | (予算要求) | ○ 継続 |
| | (制度) | ○ 継続 |
| キ 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進 【課題】 辺地地域の格差解消のため、引き続き地方財政措置等を充実する必要がある。 | 見直し・改善の方向性 | 辺地に係る公共的施設の総合整備の促進も、道路整備率等については、全国平均と差がある状況であり、引き続きこうした施設整備のために施策を推進していく。 |
| | (予算要求) | — 該当なし |
| | (制度) | ○ 辺地対策の継続 |
| | (実施体制) | ○ 辺地対策の継続 |

(2) 政策全体の課題と取組の方向性

総務省では、これまで、地域の活性化・国際化や過疎地域の自立促進、辺地とその他の地域における地域格差の是正を目指して取り組む地方公共団体に対して、情報提供や助言、財政措置等を継続して行ってきたところである。

しかしながら、平成22年1月の施政方針演説において、新しい時代にふさわしい地域の絆の再生や成長の基盤づくりに取り組むという政府方針が示されていることから、これまで以上に、総務省では、実態やニーズを的確に把握することにより、地域の特性にあった魅力ある地域づくりをしようとする地方公共団体に対し支援を実施していくとともに、地域力創造に向けた取組を進めていく必要がある。

6 学識経験を有する者の知見の活用

- ・ 地域力創造に関する有識者会議における「中間取りまとめ」（平成21年7月28日）において、地域力創造の基本となる人材力の強化が必要との指摘を受け、政策の評価や、今後の取組の方向性の把握に活用した。
- ・ 平成22年6月に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の高崎正有氏から、定住自立圏構想について、その推進が達成すべき成果に向けてどのように繋がっているのかという理論的な説明や、具体的な取組の説明が必要ではないか、との指摘を受け、政策の評価において活用した。

7 評価を行う過程について使用した資料

- ・「緑の分権改革」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku.html

- ・「定住自立圏構想」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html

- ・「平成21年度JETプログラム」(平成21年7月24日総務省報道資料)

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gyosei05_000006.html

- ・総務省「平成21年度 都市から地方への移住・交流の促進に関する調査報告書」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html

- ・「過疎対策の現況」(概要版は総務省ホームページに掲載)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm

- ・総務省「平成20年度過疎地域自立促進のために講じた施策の概要及び過疎地域自立促進計画の事業実績等調査」(平成21年9月)

- ・地域力創造に関する有識者会議「中間取りまとめ」(平成21年7月28日)

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/c-sinko/090817_1.html